

2011年5月13日

各 位

会社名 株式会社 W O W O W
代表者名 代表取締役社長 和崎 信哉
(コード番号 4839 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 22 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 22 年 12 月 3 日に公布された「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号。以下同じです）が施行されることに伴い、「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）上の事業区分が変更となり、当社の事業のうち、衛星による放送事業は「基幹放送事業者」としての事業に該当し、電気通信役務利用放送事業者としての事業は「一般放送事業者」としての事業に該当することになりますので、現行定款第 2 条（目的）の一部を変更し、その他一部字句の修正を行うものであります。

また、本定款の変更が「放送法等の一部を改正する法律」の施行日から効力を生ずるよう、附則を新設するものであります。なお、施行日は「放送法等の一部を改正する法律」の公布の日から 9 月以内の政令で定める日とされております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 23 年 6 月 22 日（水）
定款変更の効力発生日	「放送法等の一部を改正する法律」の施行日

【問合せ先】 (マスコミ関係) 広報部 TEL03(4330)8080
(I R 関係) I R 経理部 TEL03(4330)8089

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) <u>衛星による放送事業(有料放送を含む)</u></p> <p>(2) 放送番組、ビデオ、オーディオ、映画等の企画、制作、販売<u>ならびに購入</u></p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) 衛星放送の受信機器、有料放送用機器類および付帯設備の<u>販売ならびに賃貸</u></p> <p>(5) 衛星放送技術の開発、指導<u>ならびに販売</u></p> <p>(6) (条文省略)</p> <p>(7) 出版物の刊行<u>ならびに販売</u></p> <p>(8) ～(10) (条文省略)</p> <p>(11) 電気通信等各種媒体による情報提供サービス業<u>および情報処理サービス業ならびに各種マーケティング業務等の顧客サービス業</u></p> <p>(12) <u>電気通信役務利用放送法に定める電気通信役務利用放送事業者としての事業</u></p> <p>(13) ～(15) (条文省略)</p> <p>(16) 生命保険の募集に関する業務<u>ならびに損害保険代理店業務</u></p> <p>(17) ～(18) (条文省略)</p> <p>(19) 酒類・清涼飲料水・嗜好飲料水の輸出<u>および販売、仲介</u></p> <p>(20) (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) <u>放送法に基づく基幹放送事業および一般放送事業</u></p> <p>(2) 放送番組、ビデオ、オーディオ、映画等の企画、制作、販売<u>および購入</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 衛星放送の受信機器、有料放送用機器類および付帯設備の<u>販売および賃貸</u></p> <p>(5) 衛星放送技術の開発、指導<u>および販売</u></p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 出版物の刊行<u>および販売</u></p> <p>(8) ～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) 電気通信等各種媒体による情報提供サービス業、<u>情報処理サービス業および各種マーケティング業務等の顧客サービス業</u></p> <p>(削除)</p> <p>(12) ～(14) (各号数を繰り上げる。各条文は現行どおり)</p> <p>(15) 生命保険の募集に関する業務<u>および損害保険代理店業務</u></p> <p>(16) ～(17) (各号数を繰り上げる。各条文は現行どおり)</p> <p>(18) 酒類・清涼飲料水・嗜好飲料水の輸出<u>ならびに販売およびその仲介</u></p> <p>(19) (号数を繰り上げる。条文は現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p>本定款の変更は、「<u>放送法等の一部を改正する法律</u>」(平成22年法律第65号) <u>附則第1条柱書に定める施行日を効力発生日とする。なお、本附則は、当該効力発生日をもって削除する。</u></p>